

【様式Ⅰ】

在宅療養後方支援体制に関する連携協定書

_____（以下「甲」という）と社会医療法人財団互恵会 大船中央病院（以下「乙」という）は、在宅療養中の患者が安心して療養を継続できるよう、緊急時における入院対応等について相互に連携・協力することを目的として、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、在宅療養中の患者の容態が悪化又は急変し、一時的に入院加療が必要となった場合において、当該患者の入院先の確保及びその後の療養が円滑に行われることを目的とする。

（入院の受入れ）

第 2 条 乙は、前条に定める場合において、甲からの要請に基づき、可能な限り、患者を乙において受け入れるよう努めるものとする。ただし、乙の病床状況等により、やむを得ず受入れが困難な場合がある。

2 乙は、紹介された患者について入院加療が困難と判断した場合には、速やかに協力病院等の適切な医療機関を紹介するものとする。

3 乙は、患者の緊急時に円滑な対応が行えるよう、甲と定期的（概ね3か月に1回程度）に、患者に関する情報交換を行うものとする。

4 乙は、患者の容態が回復し、入院加療の必要がないと判断した場合には、速やかに甲に報告するとともに、退院後の在宅療養について協議を行うものとする。

（診療情報の提供）

第 3 条 甲が訪問診療又は日常的な医療的関与を行っている患者が緊急入院となった場合において、乙から診療情報の提供依頼があったときは、甲は、可能な範囲で速やかに、当該患者の診療情報を提供するものとする。

（協定期間）

第 4 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解約の意思表示がない場合には、本協定は、満了日の翌日から起算して1年間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（個人情報の取扱い等）

第 5 条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た患者の個人情報及び業務上の秘密について、関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地

名 称

代表者

印

乙 所在地 神奈川県鎌倉市大船6-2-24

名 称 社会医療法人財団互恵会 大船中央病院

代表者 理事長 雨宮 厚